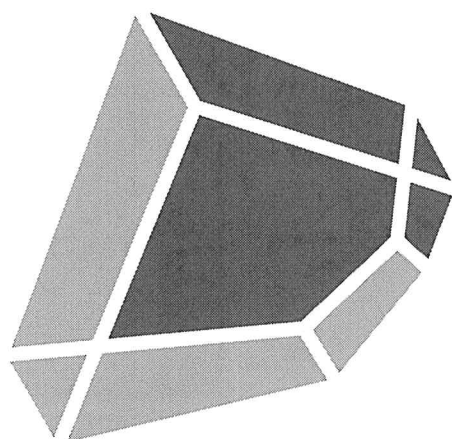


障害者手帳を

お持ちの方へ

～福祉のしおり～



TENDO®

天童市健康福祉部社会福祉課障がい支援係

令和5年4月版

目 次

障害者手帳を交付された方へ	・ ・ ・ ・ ・ 1
補装具・日常生活用具	・ ・ ・ ・ ・ 2
補装具	
日常生活用具	
医療関係	
自立支援医療（更生医療）	
在宅酸素費用助成	
重度心身障害者（児）医療	
交通・移動助成	・ ・ ・ ・ ・ 3
福祉タクシー券	
福祉給油券	
人工透析通院交通費助成	・ ・ ・ ・ ・ 4・5
有料道路通行料金の割引	
自動車改造費助成	
重度障害者介護用自家用車改造費助成	
自動車免許取得費助成	
障害福祉サービス	・ ・ ・ ・ ・ 6・7
手当・激励金等	・ ・ ・ ・ ・ 8
特別障害者手当	
障害児福祉手当	
重度障がい者介護者激励金	
心身障がい者扶養共済	
公共料金の減免	
NHK放送受信料の減免	
その他	
紙おむつ支給	
車いすの貸出し	
その他の障害者福祉サービス	・ ・ ・ ・ ・ 9～13
関係機関一覧	・ ・ ・ ・ ・ 14・15

障害者手帳を交付された方へ

1. この手帳を交付された方は、障がいの程度によって各種制度を利用することができます。
2. この手帳は、失くさないよう大切にお持ち下さい。
3. この手帳は、他人に譲ったり貸したりすることが出来ません。

□住所・氏名等を変更したとき（必要なもの：手帳・印鑑）

障害者手帳の記載内容を変更する必要があります。社会福祉課で手続きをして下さい。
（住民票の届出とは別に手続きが必要です）なお、市外に転出したときは転出先の福祉事務所又は障がい福祉担当課で手続きをして下さい。

□手帳を紛失したり、破損した場合（必要なもの：写真・印鑑）

障害者手帳の再交付申請を行うことができます。社会福祉課に顔写真（縦4センチ×横3センチ）、印鑑をお持ちください。なお、写真はカラー・白黒・スナップ写真の切り抜き等のいずれでも構いません。

（※ただし、脱帽し、正面を向いているものをご準備ください）

□障がいの状態が変わったとき（必要なもの：写真・印鑑・診断書）

障がいの程度が重くなったり、軽くなったり、新たな障がい部位が発生したときには、程度変更や障がい追加の手続きが必要です。医師に相談のうえ手続きしてください。

□亡くなったとき（必要なもの：手帳・印鑑）

手帳を県に返還しますので、社会福祉課窓口で手続きをお願いします。（死亡届とは別に手続きが必要です。）

◎問合せ先

天童市健康福祉部社会福祉課

電 話 023-654-1111

FAX 023-654-2482

月～金 8：30～17：15 （祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く）

補装具・日常生活用具

補装具 必要なもの：手帳・印鑑・見積書・（意見書）

＜内 容＞体の失われた部分や、機能を補うための道具「補装具」を交付又は修理を受けることができます。種目によって医師の意見書が必要なもの、県身体障がい者更生相談所の判定を受ける必要があるもの、級数制限等の条件があります。

（例）義手・義足・装具・車椅子・補聴器・杖・眼鏡・座位保持装置等

※介護保険が該当する方は、介護保険制度が優先します。

＜費 用＞自己負担は通常、合計金額の1割です。ただし、所得に応じて負担額が変わります。

補聴器など基準価格を超える補装具は、1割の自己負担の他に基準価格との差額は自己負担になります。

※既に購入したものについては適用になりません。購入前にご相談下さい。

日常生活用具 必要なもの：手帳・印鑑・見積書

＜内 容＞重度の障がい者や難病の指定を受けている方が家庭生活を営む上での不便を解消し、自立した生活を営むことを目的に交付します。級数に条件があります。

※介護保険が該当する方は、介護保険制度が優先します。

（例）特殊ベッド・特殊マット・ストマ装具・電動式たん吸引器・ネブライザー

盲人用時計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・入浴補助用具・聴覚障害者屋内信号装置・おむつ（児童）等

＜費 用＞自己負担は通常1割です。ただし、所得に応じて負担額が変わります。

※既に購入したものについては適用になりません。購入前にご相談下さい。

医療関係

自立支援医療（更生医療）

＜利用できる方＞18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方

＜内 容＞障がいの程度を軽くしたり、取り除くために受ける医療について、保険対象医療費の自己負担分について助成が受けられます。

（指定病院での医療について利用可）。

（例）心臓手術・腎移植・腎臓の人工透析・関節手術等

＜費 用＞医療費の1割が自己負担です。ただし所得に応じて負担額が変わります。

＜必 要 な も の＞手帳、印鑑、医師意見書、医療費概算額算出明細書、保険証

※18歳未満の方は、「育成医療」が該当します。

在宅酸素費用助成

＜利用できる方＞呼吸器機能障がい、身体障害者手帳（3級または4級）所持者で、医師の処方により在宅で酸素療法を受けている方に費用の一部を支給します。

＜必 要 な も の＞手帳、印鑑、酸素濃縮器使用指示書等

※詳細は、お問い合わせください。

重度心身障害者（児）医療 ⑧医療

＜利用できる方＞身体障害者手帳１・２級所持者（児）等で、市民税及び所得税に関する要件を満たしている方。

＜内 容＞医療証を医療機関に提示することにより、保険対象医療費の自己負担金の助成が受けられます。（問合せ：市保険給付課）

交通・移動助成

福祉タクシー券 天童市独自助成

手続きには手帳と印鑑が必要です。

	福祉タクシー券	リフト付タクシー券
対象者	身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ・Ｂ 精神障害者手帳１～３級	下肢・体幹・移動機能障がい１・２級
助成額	６００円券 ２４枚（年間）	３，０００円券 ２４枚（年間）
その他	・手帳提示１割引と併用可能。 ・６００円以上の場合に１枚使用可能。 １，２００円以上の場合に２枚使用可能。	・手帳提示１割引と併用可能。 ・３，０００円以上の場合に１枚使用可能 ６，０００円以上の場合に２枚使用可能

※福祉タクシー券・リフト付タクシー券は、どちらか一方の交付となります。

※リフト付タクシー（寝たきり・車椅子用）を利用したい方で該当しない場合、介護保険の介護認定を受けている方は、ご相談ください。

福祉給油券 天童市独自助成

手続きには手帳、印鑑、運転免許証、車検証（手帳所持者本人の所有する車両）が必要です。

対象者	身体障害者手帳 １～３級 療育手帳 Ａ・Ｂ 精神障害者手帳 １～３級 （＊手帳所持者が１８歳未満の場合又は療育手帳所持者は同居家族所有の車も可）
助成額	５００円券 １８枚（年間）
その他	・使用枚数制限はありませんが、おつりが出ません。 ・利用者証と手帳を提示し利用してください。（本人および車両の確認が必要です。） ・セルフサービスでの給油は出来ません。

※福祉タクシー券・福祉給油券は、どちらか一方の交付となります。

※いずれも、再発行及び他の利用者証への変更は出来ません。

人工透析通院交通費助成 天童市独自助成

病院などで人工透析を受けている方に、交通費の一部を支給します。手続きには手帳、印鑑、人工透析通院報告証明書が必要です。

対象者	・じん臓機能障害による手帳所持者 ・人工透析を受けるため医療機関に交通機関（自家用車を含む）を利用し通院している方。 ・生活保護などの給付を受けていない方 ・本人及び生計中心者の所得税が非課税である方
助成額	市で定める通院交付基準額による
その他	前期と後期の年2回（9月と3月）に分けて申請を受理し、交付します。

有料道路通行料金の割引

社会福祉課で減免の証明書を発行します。

＜利用できる方＞身体障害者手帳をお持ちの方

第1種 本人運転・介護者運転（本人同乗） 第2種 本人運転のみ

＜対象車両＞営業用、法人名義を除きます。

＜内容＞有料道路通行料金の割引（半額）

＜手続き＞ETCの場合は、社会福祉課で交付する証明書を有料道路事業者に郵送し、有料道路事業者が認定した年月日から割引摘要となります。有効期間は申請日から2回目の誕生日までの約2年間です。有効期限の2ヶ月前から更新手続きができます。

＜必要なもの＞手帳、自動車車検証、運転免許証、ETCを利用される方はETCカード（障がい者本人名義のもの。未成年の障がい者の場合は保護者名義でも可）、ETCセットアップ申込書・証明書、ローン利用者については割賦契約書を持参してください。

※問合せ：ネクスコ東日本 お客様センター ☎0570-024-024
☎03-5308-2424

【オンラインによる申請】

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

自動車改造費助成

＜利用できる方＞上肢、下肢、体幹又は運動機能障がい者で手帳をお持ちの方

＜内容＞本人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部（10万円以内）を助成します。

＜必要なもの＞身体障害者手帳、運転免許証、車検証、所得を証明する書類、改造に要する経費の見積書

＊改造前に事前申請が必要です。

重度障害者介護用自家用車改造費助成

＜利用できる方＞移動の際に介護を必要とする障がい者本人又は生計を同一にする家族が、介護用に改造した自家用車を購入（改造）される方で、次のすべてに該当する方。

①下肢又は移動機能障害 1・2 級、体幹機能障害 1～3 級の方

②市町村民税又は所得税が非課税世帯

＜内 容＞費用の 1／2 以内で 20 万円を限度とする額を助成。

＜必要なもの＞身体障害者手帳、印鑑、改造又は購入に要する経費の見積書、車検証

＊改造前に事前申請が必要です。

自動車運転免許取得費助成

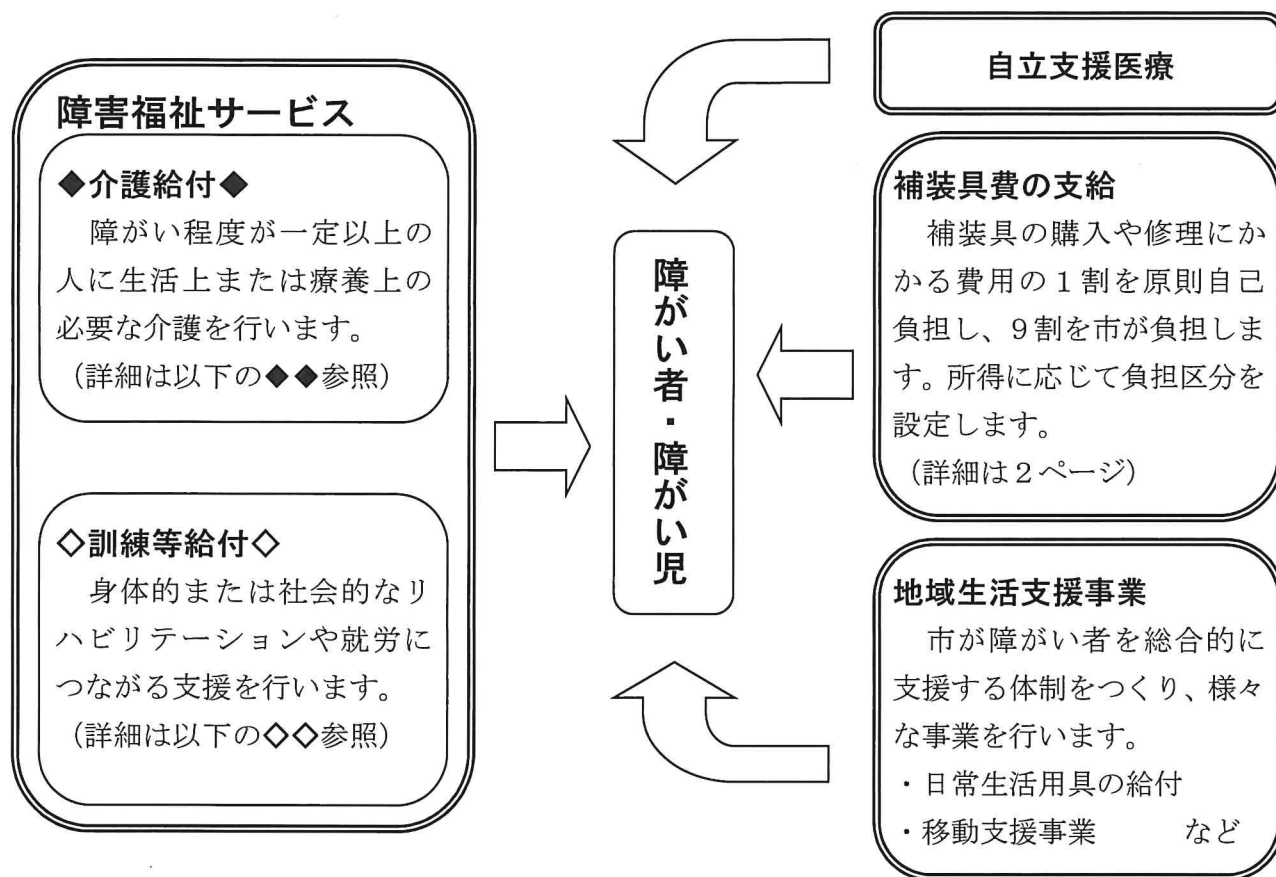
＜利用できる方＞身体障害者手帳を所持し、指定を受けた自動車教習所において、操作訓練を受け免許を取得した者。この場合、免許に身体障害者用の特殊な装置が備えられている自動車に限定する旨の条件が付与されていること。

＜内 容＞免許取得に要した費用の 2／3 以内で 10 万円を限度とする額を助成。

＜必要なもの＞身体障害者手帳、印鑑、運転免許証、運転免許教習支払証明書
車検証（本人所有持込車両を使用した場合）

障がい福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスのしくみ（下図）。サービス費用は原則としてかかった費用の1割を負担します。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。介護保険の対象者は、介護保険制度が優先されます。



訪問系サービス・・・居宅での身体介護、家事支援等のサービス

◆ホームヘルプ◆

ホームヘルパーが自宅で入浴や排泄、食事、買い物、掃除などの介助をします。

◆同行援護◆

視覚に障がいがある人が、市役所や病院に行く時など、目的地に安全に誘導し、書類の代筆などの手続きを援助します。

◆行動援護◆

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

日中活動・・・入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

◆短期入所（ショートステイ）◆

家で介護を行う人が病気などで在宅介護ができない場合、短期間施設に入所できます。

◆生活介護◆

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

◆療養介護◆

医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

◇自立訓練◇

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間に身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。

◇就労移行支援◇

就労を希望する人に、一定の期間に生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。

◇就労継続支援◇

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動、その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

※障がい福祉サービスご希望の方は、ご相談ください。

居住支援・・・入所施設等で住まいの場におけるサービス

◆施設入所支援◆

施設に入所する人に、入浴や排泄、食事の介護などをします。

◇共同生活援助（グループホーム）◇

共同生活住居で入浴や排泄、食事の介護その他の日常生活を援助します。

地域生活支援事業

1. 手話奉仕員等の派遣

聴覚及び音声機能の障がいの方が、手話での意志伝達を確保するため、奉仕員等を派遣します。費用は無料です。内容についてはご相談ください。

2. 手話通訳の設置

聴覚障がいの方で、手話で意思疎通を図る方が市役所に来庁した際、窓口での相談等が円滑にできるように、社会福祉課に手話通訳者がいます。

3. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

4. 訪問入浴サービス

重度身体障がい者を対象に、入浴設備を持参した訪問入浴サービスを業者に委託して実施しています。

5. 相談支援事業

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。

6. 声の広報

目の不自由な方に市政情報や生活情報をお知らせするため、「声の広報」を製作しています。市報を朗読し、CDまたはカセットテープに録音して利用者に郵送します。

(問合せ：市市長公室)

7. 日中一時支援事業

日中の活動の場を提供し、短時間の見守り支援を行います。

手当・激励金等

特別障害者手当

在宅で常時特別の介護を必要とする重度障がい者と認定された、20歳以上の方に支給します。詳細については、お問合せ下さい。

障害児福祉手当

在宅で重度の障がいがあるため常時介護が必要と認定された、20歳未満の方に支給します。詳細については、お問合せ下さい。

重度障がい者介護者激励金

所得税が年額24万未満の世帯で、在宅で20歳以上65歳未満の寝たきりの重度障がい者を介護している方に支給します。申請は年2回(7月・12月)あり、市報に掲載しますのでご覧下さい。

心身障がい者扶養共済

問合せ：県庁障がい福祉課 ☎630-2275

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

公共料金の減免

NHK放送受信料の減免

必要なもの：手帳・印鑑

社会福祉課で手続きをしていただくと減免の証明書を発行します。

<利用できる方>

- ①半額免除 世帯主が重度の身・知・精神障がい者、視覚障がい者又は聴覚障がい者
- ②全額免除 身体・知的・精神障がい者のいる世帯で、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税

<手続き>申請書に記入し、減免の証明書をNHKに提出して下さい。

※問合せ：NHK山形放送局 ☎625-9511 (山形市桜町2-50)

その他

紙おむつ支給

常時失禁状態にある重度障がい者(3歳以上)に紙おむつを支給します。所得により枚数の制限があります。

※障がい児の制度でも紙おむつ支給がありますので、ご相談下さい。

車いすの貸出し

旅行・外出等で一時的に車いすを使用する場合、無料で貸し出します(2週間程度)。

＜その他の障害者福祉サービス＞

◎高額療養費（医療費） 問合せ：市保険給付課 ☎654-1111

医療機関に入院する場合、申請により限度額適用認定証を交付します。限度額適用認定証を医療機関窓口に提示すると、限度額を超える高額療養費は医療機関から国保に直接請求になり、窓口で支払う負担を軽減することができます。

◎後期高齢者医療制度について 問合せ：市保険給付課 ☎654-1111

65歳～74歳で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。加入する場合は、障がいの状況を明らかにするための必要書類（年金等証書または各種手帳）を添えて、市の窓口にご相談ください。

◎特定疾病受給者証の交付 問合せ：市保険給付課 ☎654-1111

＜利用できる方＞後期高齢者医療保険又は国民健康保険加入者で人工透析を受けている方、
血友病の方、後天性免疫不全症候群の方

＜内 容＞人工透析等にかかる医療費の自己負担が軽減される。

＜費 用＞自己負担限度額 1万円（上位所得者は2万円）

◎特別児童扶養手当 問合せ：市子育て支援課 ☎654-1111

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に、その程度に応じて給付します。

◎重度心身障害児養育手当 問合せ：市子育て支援課 ☎654-1111

知的障がい（知能指数おおむね35以下）又は、身体障がいをもつ3歳以上20歳未満の者を養育している保護者で、特別児童扶養手当支給が該当しない方に給付します。

◎障害年金

問合せ：国民年金⇒市市民課 ☎654-1111

厚生年金⇒山形年金事務所 ☎645-5111

年金に加入している方が、病気やけが、精神に一定以上の障がいを持つことになった場合、受給できます。

◎自動車税・自動車取得税の減免

問合せ：村山総合支庁課税課 ☎ 6 2 1－8 2 5 6

市税務課（軽自動車） ☎ 6 5 4－1 1 1 1（内線 7 7 2・7 7 3）

＜利用できる方＞該当する障害の程度など、詳細はお問合せください。

※4月1日現在で障がい者本人名義（18歳以下の障がい児は同居家族名義）の車1台に限る。

手続きは必要書類を持参の上、税務課（軽自動車）・村山総合支庁課税課（普通車）へ。

＜内 容＞自動車税、軽自動車税、自動車取得税が全額免除

＜必要なもの＞手帳・印鑑・車検証・免許証・自動車税納税通知書

家族運転の場合は、さらに住民票謄本・使用目的を証する書類（通院、通学証明等）※通院は月1回以上

＜減免申請期限＞普通自動車：納税通知書記載の納期限

軽自動車：納期限の7日前まで

◎所得税及び住民税・相続税控除

問合せ：市税務課 ☎ 6 5 4－1 1 1 1

山形税務署 ☎ 6 2 2－1 6 1 1

身体障害者手帳を所持する方、またはその障がい者（児）を扶養する方は下記の税金について障害者控除の対象になります。

区 分	対 象 者		備 考
所得税	障がい者本人または扶養義務者		年末調整または確定申告等の手続きで手帳を提示。 税務署・税務課
	特別障害者控除（1～2級） 控除額 40万円	障害者控除（3～6級） 控除額 27万円	
市県民税	障がい者本人または扶養義務者		本人が障がい者で年間所得が125万円以下の場合 は非課税。 税務課
	特別障害者控除（1～2級） 控除額 30万円	障害者控除（3～6級） 控除額 26万円	
相続税	相続により財産を取得した障がい者		・特別障がい者 20万円 ・普通障がい者 10万円 税務署
	特別障害者控除（1～2級） 控除額12万円×（85歳－ 相続者の年齢）	障害者控除（3～6級） 控除額6万円×（85歳－ 相続者の年齢）	

※精神障がい者1級は特別障害者、2・3級は普通障害者となります。

◎ＪＲ鉄道運賃の割引 問合せ：最寄りのＪＲの駅窓口

対象	割引の種類	対 象 区 分	割 引 率	
			本人	介護者と乗車
第１種	普通乗車券	片道１００km 以内	—	両者とも半額
		片道１００km 以上	半額	
	回数乗車券 普通急行券	—	—	
	定期乗車券	本人が１２歳以上	—	両者とも半額
		本人が１２歳未満	—	介護者のみ半額
第２種	普通乗車券	片道１００km 以上	半額	—
	定期乗車券	本人が１２歳未満	—	介護者のみ半額

◎バス運賃の割引 問合せ：各バス会社

運賃が半額になります（第１種の方は距離に関係なく介護者も半額）。運賃支払い時に手帳を提示してください。県外でバスに乗車する場合は、該当になるか運転手に確認してください。

◎航空運賃の割引 問合せ：航空券販売窓口

航空券購入の際、手帳を提示してください。国内線全区間で摘要されます。

◎タクシー料金割引 問合せ：各タクシー会社

山形県ハイヤー協会加入のタクシーを使用する場合１割引になります。乗車時に身体障害者手帳を所持している旨を告げ、運賃の支払い時に手帳を提示してください。（障害部位・等級は問いません）

◎各種携帯電話の割引

ＮＴＴドコモ、au、ソフトバンク等の携帯電話は、基本使用料等の割引が受けられます。詳しくは各会社にお問合わせください。

◎少額預金等利子非課税制度 問合せ：各郵便局、銀行等の金融機関

<利用できる方>身体障害者手帳をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当を受給している方など

<内 容>郵便貯金の利子、銀行等の預金の利子、及び少額公債の利子が。それぞれ元本または額面３５０万円（合計７００万円）まで非課税。

◎福祉定期預金制度 問合せ：各郵便局、銀行等の金融機関

<利用できる方>障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当を受給している方、特別児童扶養手当を受給している方

<内 容>１年ものの金利が優遇される（額面３００万円まで）

◎青い鳥郵便葉書の配布 受付期間：4月1日から5月31日まで

問合せ：郵便局窓口

＜利用できる方＞身体障害者手帳1、2級もしくは療育手帳Aの方

＜内 容＞無料で葉書（20枚）の配布が受けられる。

◎駐車禁止除外指定車標章

問合せ：山形県警察本部交通規制課 ☎630-2946

＜対 象 者＞身体障がい者手帳の所持者で、下記の等級に該当する歩行困難な方。

障がい区分	障がいの等級
視覚	1～4級
聴覚	2・3級
平衡機能	3級
上肢	1・2級
下肢	1～4級
体幹	1～3級
移動	1～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、 肝臓、免疫機能	1～3級

＜内 容＞身体障がい者等で歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等の理由で、やむを得ず一時的に道路上の駐車禁止場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない、申請者本人に対する対人標章になります（申請者本人が運転、もしくは同乗している場合に使用できます）。

＜手 続 き＞新規：天童警察署

更新：天童警察署、

山形県身体障害者交通安全友の会（☎686-3690）

＜必 要 な も の＞手帳・印鑑（本人が署名した場合は省略可）・運転免許証

◎身体障がい者等用駐車施設利用証

問合せ：県庁地域福祉推進課 ☎630-2268 / fax630-2111

村山保健所 ☎627-1143（山形市十日町1-6-6）

＜利用できる方＞身体障がい者（別表参照）、高齢の方、知的障がい者、難病の方、妊産婦の方、けがをしている方

＜内 容＞身体障がい者用等駐車施設に駐車できる

＜手 続 き＞県庁障がい福祉課または村山保健所

＜必 要 な も の＞身体障害者手帳、免許証や保険証等

※家族が申請する場合は、同居が確認できる書類も必要です。

身体障がい区分		等 級
視覚		4級以上
聴覚	（聴覚障がい）	（該当なし）
	平衡機能障がい	5級以上

(音声言語機能障がい)		(該当なし)
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	脳原	
	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、 小腸機能の障がい	心臓機能障がい	4級以上
	腎臓機能障がい	4級以上
	呼吸器機能障がい	4級以上
	膀胱又は直腸機能障がい	4級以上
	小腸機能障がい	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上

◎職業紹介 問合せ：山形公共職業安定所

☎ 6 8 4－1 5 2 1 / fax 6 8 4－2 4 4 8

公共職業安定所（ハローワーク）では、一般企業に就労可能な障がい者の方に、専門の窓口を設けて職業相談、職業紹介及び就職後の定着指導など一貫したサービスを行っています。

◎山形障害者職業センター 問合せ：☎ 6 2 4－2 1 0 2

各種職業相談業務や職業適性検査、職業準備訓練・講習等を行っています。障がい者の就労に関する専門機関。

◎村山障害者就業・生活支援センター ワークライフサポートふうれ

問合せ：☎ 6 1 5－8 1 5 2 / fax 6 6 5－1 4 1 5

障がいのある方が就業や、生活していくための相談・助言・職場実習のあっせん等を行います。